平成２９年（フ）第２０４号
岐阜市清704番地１（西側）、前住所岐阜市宇佐南４丁目７番５－203号（ハイネスＲ＆Ｔ）
債務者　出岡　浩次
1　決定年月日時　平成29年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第３４５号
千葉県流山市南流山８丁目17番地の１　第２千代田マンション105、住民票上の住所千葉県流山市南流山８丁目17番地の１　第２千代田マンション101
債務者　伊藤　昭継
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４４３号
千葉県柏市南逆井４丁目18番38号
債務者　園田　仁之
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４５９号
千葉県鎌ケ谷市初富808番地の54　秋元病院内、住民票上の住所東京都足立区竹の塚７丁目２番21号　赤城フラッツ103
債務者　大橋　正克
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５５７号
神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３番13－1015号、従前の住所神戸市中央区東雲通１丁目３番７号シャトレエムロード301
債務者　林　　愛美（旧姓上西）
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５９３号
神戸市兵庫区菊水町３丁目１番４－204号
債務者　上田　道代
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８４号
神奈川県平塚市下吉沢745番地
債務者　加藤　一春
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３４０号
神奈川県愛甲郡愛川町中津1579番地の１　愛川中津荘２
債務者　田村　広美
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３５２号
神奈川県秦野市名古木101番地の13
債務者　佐々木　剛
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３８７号
神奈川県厚木市鳶尾３丁目２番４－103号
債務者　渡部マリセルこと　ＷＡＴＡＢＥ　ＭＡＲＩＣＥＬ　ＺＵＮＩＥＧＡ
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第８１４号
名古屋市守山区大森４丁目102番地　セレクト・トロワ５－Ｃ号
債務者　坂西　弘美
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９６６号
愛知県あま市西今宿梶村一９番地１　グレースコートＢ　201号
債務者　加藤　勇次
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６３号
青森県南津軽郡藤崎町大字葛野字新岡元12番地３
債務者　工藤　哲則
1　決定年月日時　平成29年８月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第７９号
青森県平川市大光寺一滝本129番地１、旧住所埼玉県入間市鍵山２丁目15番48号　203
債務者　芳賀　由記（旧姓三吉）
1　決定年月日時　平成29年８月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第３９４号
神奈川県秦野市曽屋698番地の１　ヒルサイドテラス504号
債務者　荒川　栄子
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４１８号
千葉県松戸市上本郷2617番地　グリーンフェニックスマンション208号
債務者　石戸　昭彦
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部